

令和4年度事業計画

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

I 基本方針

東海経済は、2022年3月21日に「まん延防止等重点措置」が解除されたこと等を受け、足元「持ち直し」基調にあるが、ウクライナ危機の勃発で先行きの不透明感が強まっている。

製造業は、資源価格上昇によるコスト増や半導体などの部品不足の影響が続いていることに加え、国際的な物流の不安定化が生産の重石となっている。

日本銀行が発表した2022年3月の全国企業短期経済観測調査(短観)によると、企業の景況感を示す業況判断指数(DI)は、大企業製造業で昨年12月の前回調査から3ポイント悪化した14となった。悪化は7四半期(1年9か月)ぶり。原材料価格の上昇が影響し、半導体などの調達難も響いた。すべての規模・産業の合計も7期ぶりに悪化した。

2020年後半から1年半にわたって改善の傾向がみられたが、新型コロナウイルスの感染拡大に加え、ロシアのウクライナ侵攻で原油などの供給が悪化し落ち込みに転じた。

新型コロナウイルスの新規感染者数もオミクロン株の蔓延により急増したが、緩やかな減少に留まっており、高止まりとなっている。一部では再び増加傾向がみられるところもあり、感染力のより強い別系統のBA.2への置き換わりが懸念される。

各企業においては、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながらの事業展開を余儀なくされる状況が続く。

このような状況を踏まえつつ、当協会としては、働くすべての人々が適法な労働条件下で「安全、安心、快適な職場環境で健康に働ける」職場づくりのため、労働基準法、労働安全衛生法等労働基準関係法令をはじめとして、重要な通達、ガイドラインの周知・啓発に努める等労務管理及び安全衛生管理水準のさらなる向上に資するための各種事業を実施していく。

2022年4月1日からは、中小企業にも労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント」防止措置が義務化される。

令和3年の労働災害の発生状況は、愛知県全体の死亡災害が前年の50件に比べ26件と大幅に減少したが、死傷災害は令和元年以来増加を続けており、8,000件に届く勢いとなっている。

半田労働基準監督署管内の死亡災害は1件減少して3件となったが、死傷災害は5.2%増加して663件となっている。引き続きリスクアセスメントを軸とした安全衛生管理水準の向上と安全衛生管理活動の活性化を図っていく必要がある。

2022年4月1日から、県下15協会で「企業の労働110番」を開設し、会員事業場からの労務管理、安全衛生管理に関する相談にきめ細かな対応を行っていく。

このような状況の中、当協会における事業計画の重点項目を下記のとおりとし、半田労働基準監督署と緊密な連携を図りつつ、会員、関係機関のご協力とご支援をいただきながら積極的に各種事業を推進する。

1 働き方改革関連法の遵守・定着に向けた対策

長時間労働の是正に向け、11月の過労死防止等啓発月間に気運の醸成を図るとともに、同月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に「大企業・親事業者の働き方改革に伴う、下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」の周知に努める。

中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ、労働時間の短縮等に向けた働き方改革を実現することができるよう、企業の改善策と好事例を紹介した「働き方・休み方改善ポータルサイト」の活用促進を図っていく。

半田労働基準監督署と連携を図り、労務管理講習会などにおいて、働き方改革関連法の普及を引き続き行う。

2 労働災害防止対策

半田労働基準監督署管内の令和3年の労働災害発生状況は、死亡災害が3件と前年比1件減少したが、休業4日以上災害は663件と前年の630件から33件増加した。

令和4年度は、半田労働基準監督署が策定した「第13次労働災害防止推進計画」の最終年となることから、4年間の実績を踏まえ、この地域の労働災害の減少を図るため、各事業場の安全管理水準の向上と安全衛生活動の活性化をこれまで以上に図っていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、「安心・安全・健康に働ける職場づくり」のため、労働安全衛生関係法令や通達、指針等の周知に努める。

また、労働者の安全と健康確保に向け、半田管内安全衛生大会、全国安全週間及び全国労働衛生週間準備期間中の説明会、各種研修会、講習会の開催等により、安全衛生意識の高揚、安全衛生管理水準の向上、安全衛生管理活動の活性化に資する事業を実施する。

3 労働者の健康確保対策

ストレスチェック制度の適切な運用及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組等について周知する。

また、過重な長時間労働による過労死やメンタル不調などによる精神疾患のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、労働者が産業医による面接指導や健康相談を受けやすい環境整備の構築を周知する。

働く意欲と能力のある方が治療を受けながら離職することなく生き活きと働き続けることができる職場環境が形成されるよう、治療と仕事の両立支援の普及を周知する。

化学物質による健康障害防止のため、関係法令（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等）や「化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知を図る。

化学物質のリスクアセスメントを適正に実施するためには、安全データシート（SDS）の確実な交付が重要であることから、安全データシートの交付による危険有害性情報の確実な伝達について周知・啓発を図る。

転倒予防対策については、転倒災害が事故の型別分類で最も多い災害であり、高年齢労働者の災害に占める割合が高いことから、「ストップ転倒災害プロジェクト」や「愛知労働局転倒予防体操」を周知していく。

また、熱中症による重篤な災害を発生させないため、全国安全週間説明会、半田管内安全衛生大会等において、WBGT 値や気象予報値を活用した対策の実施や熱への順化期間の確保等について周知・啓発する。

4 最低賃金の周知

改訂された愛知県最低賃金、特定（産業別）最低賃金について、効果的な広報に努め周知を図る。

5 労災保険制度の周知

労災保険制度及び請求手続きについて、労災保険法等労務管理講習会等において周知する。

II 月別事業計画

前記の基本方針のもとに、各月別の事業計画を定める。